

## **【事案Ⅳ－１】対物賠償共済金請求もしくは契約無効確認・既払込掛金返還請求**

・平成 30 年 1 月 11 日 和解解決

### **<事案の概要>**

6 年前の平成 23 年 4 月に車両を入れ替えた際、何も手続をとらず、平成 29 年 4 月 19 日に事故（以下「本件事故」という。）が発生し、事故の相手方に損害賠償義務を負ったため、共済金を請求したところ、車両入替の手続がなされていないことを理由に支払対象外とされた。更新時、被申立人から一度でも「車両の変更はないか」などの案内はなく、更新手続自体に瑕疵があるものとして、本件契約の被共済自動車が無効となった時以後の共済期間に係る共済掛金の返還を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人は、本件事故にかかる共済責任を認めて、対物賠償共済金を支払え、との判断を求める。（主位的請求）

また、予備的請求として、本件契約は、被共済自動車が無効となった時から無効であり、それ以後に支払った共済掛金を返還せよ、との判断を求める。

- （１）申立人は 10 年以上前から共済証書記載の原動機付自転車を被共済自動車とする共済契約を締結していた。
- （２）6 年前の平成 23 年 4 月 4 日に原動機付自転車を入れ替え、共済証書記載の被共済自動車を無効としたが、この際、変更手続が必要だったことを知らなかったため、被申立人に何らの通知を行うことをしなかった。
- （３）平成 29 年 4 月 19 日に交通事故が発生し、事故の相手方に損害賠償義務を負ったため、被申立人に共済金を請求したところ、変更手続がなされておらず、本件契約の被共済自動車による事故ではないものとして支払対象外とされた。
- （４）本件契約は 1 年ごとの更新契約であり、更新に際し、被申立人は「車両の変更はないか」などと申立人に照会すべきである。これを怠っているながら、共済責任はないなどと主張することは許されない。
- （５）仮に共済責任がないと判断されたとしても、共済証書記載の自動車を無効にした時から、共済の目的は滅失したのだから、その時より本件契約は無効であり、それ以後の共済掛金は返還されるべきものである。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 約款・事業規約では、被共済自動車を廃車した場合には契約者に通知義務を課しており、そのことは継続手続の案内において明記されている。したがって、被申立人より必要な案内は行われていた。
- (2) 現行契約は車両入れ替え前の車両を被共済自動車とするものとして有効であり、仮に当該被共済自動車が現存しなかったとしても、他車運転危険補償条項により保障対象となるものであり、共済契約自体は無効でないから、共済掛金の返還には応じられない。

### **<裁定の概要>**

審議会では、約款・事業規約中の被共済自動車の入替にかかる条項の意義等について審議した。そして、被申立人に対して和解の可能性について打診したところ、被申立人から申立ての主位的請求は認められないが、予備的請求については応じる旨の回答が得られたため、被申立人は申立人に対して、和解金を支払うことで両当事者合意し、和解解決となった。